(証券コード　3181)
平成28年５月11日

株　主　各　位

名古屋市港区川西通五丁目12番地
株式会社買取王国
代表取締役社長　長谷川　和夫

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年５月26日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年５月27日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会　４階402号室
（末尾の会場案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
報告事項　第17期（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.okoku.jp/）に掲載させていただきます。
◎今回は、株主総会決議通知の発送を取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定であります。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、家計や企業マインド・景況感の持ち直しや、所得雇用環境の改善などを背景に、消費税率引き上げ後の落ち込みから緩やかな回復傾向が続いているものの、個人消費の持ち直しが緩慢なペースにとどまるなど、その回復には力強さが感じられず未だ先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社は、既存店業績の回復を最優先課題とし、各店の店長をスタッフとする委員会による店舗オペレーション及び商品政策の改革を進めてまいりました。

商品政策におきましては、選択と集中を明確にし、マーケットの縮小が著しいＣＤ、ＤＶＤ、本及びＴＶゲームを中心に扱っておりましたダンシングベア業態を廃止し、買取王国店舗においてもパッケージメディアの売場を削減し、売上構成比の高いファッション、ホビーの売場への転換を進めております。

出退店におきましては、ファッションの売上低迷が続いておりました買取王国相模原古淵店（神奈川県相模原市）を平成27年７月５日に、買取王国長久手南店（愛知県長久手市）を平成27年10月25日に閉店した一方で、新たな試みとしてファッション、ブランドに特化した買取王国熱田一番店（名古屋市熱田区）を平成27年８月１日にオープンいたしました。

売上高については、主力商材のファッション、ホビー部門が好調のため、堅調に推移しておりますが、当期より強化しております宅配買取等のＨＰ一新等、ＥＣ関連費用の支出増により販管費が大幅に増加したことに伴う営業利益及び経常利益の減少、及び買取王国寝屋川店（大阪府寝屋川市）について減損損失を計上したことにより当期純利益が大幅に減少することとなりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は5,694百万円（前年同期比1.6％増）、営業利益は186百万円（前年同期比33.2％減）、経常利益は199百万円（前年同期比31.9％減）、当期純利益は74百万円（前年同期比53.1％減）となりました。

(2) 設備の状況

当事業年度における設備投資の総額は265百万円であり、主なものは、新店舗管理システムの開発投資及び下表１店舗の新規出店であります。

店舗名	開店日	所在地
買取王国熱田一番店	平成27年８月１日	名古屋市熱田区一番１丁目６－16

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第 14 期（平成24年３月１日から平成25年２月28日まで）	第 15 期（平成25年３月１日から平成26年２月28日まで）	第 16 期（平成26年３月１日から平成27年２月28日まで）	第17期(当期)（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）
売上高	5,403,067千円	5,380,938千円	5,607,235千円	5,694,663千円
営業利益	480,627千円	260,040千円	278,436千円	186,059千円
経常利益	467,511千円	270,564千円	292,839千円	199,307千円
当期純利益	269,153千円	154,541千円	159,793千円	74,996千円
１株当たり当期純利益	180円07銭	88円01銭	91円00銭	42円71銭
総資産	2,981,082千円	3,097,300千円	3,499,469千円	3,348,233千円
純資産	1,369,365千円	1,506,347千円	1,666,140千円	1,741,136千円
１株当たり純資産額	779円82銭	857円83銭	948円83銭	991円54銭

（注） １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は発行済株式総数に基づき、算出しております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済環境の見通しにつきましては、消費税の増税等、特に一般消費に影響を及ぼす多くの懸念材料があり、先行きの不透明感は拭えず厳しい環境が続くものと考えます。このような環境の下、「夢ある商品とサービスを通して、喜びと心の満足を創りだしていきます。」という経営理念の下、店舗営業力の強化、運営体制の再構築に取り組んでまいります。

当社は、聖域なき構造改革の真っ只中にあります。痛みを覚悟しても作動し始めたアポトーシスを促進し、健全かつ強靭な企業体質を作り上げてまいります。

人事政策

平成28年１月において、新給与制度への移行を完了しております。新制度は、役割等級制度となっており、各等級ごとの役割定義を明確に行い、それに従い従業員全員を現在の等級に関係なくゼロベースで評価し、格付けを決定しております。これにより、年齢、勤続年数及び徒な自己犠牲等の不合理な評価を極力排除し、期初において明確かつ測定可能な目標設定を行い、客観的な成果測定により、評価に直結する仕組みとなっております。実力本位で有望な若手を抜擢したことにより、人数において多くを占める20～30歳台の従業員全体の士気向上につながっております。この制度を正しく運用し、従業員がそれぞれのステージに応じたＰＤＣＡサイクルを回すことにより、成長するよう、制度を定着させてまいります。

商品政策

取扱商品については、選択と集中を一層明確にし、売上構成比の高いファッション、ホビーを中心に、買取仕入の精度向上、仕入強化のプロモーション及び店頭商品の鮮度管理の徹底を図ってまいります。また、店舗外観及び内装について、ファッション取扱店として望ましいものへ段階的に改装を進めてまいります。また、平成28年３月18日に、従来のイメージを一新するファッション専門店として“WHY　NOT”（名古屋市中区）を名古屋市の都心部にオープンしております。

店舗政策

前事業年度からの取組みにより既存店の業績は、概ね回復してきているものの、一部回復が不十分な店舗があります。それらの店舗につきましては集中的に立直し策を実行してまいりますが、赤字店舗については退店も含め、より積

極的にスクラップアンドビルドを進めてまいります。新店については、営業本部内にグループマネジャーをメンバーとする出店検討委員会を設け、店舗の売場構成等、地域特性に合わせた営業現場主導の出店を進めてまいります。

ＩＴ政策

前事業年度より開発を進めてまいりました店舗管理システムを次期より導入いたします。これは、バイヤー育成強化及び顧客管理の徹底を目的とし、迅速かつ正確な買取査定による査定待ち時間の短縮、適時適切にお客様にとって有用な情報の提供等、更なる顧客満足度の向上につながると考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成28年２月29日現在）

当社は、総合リユース小売業として、買取王国、マイシュウサガール及びその他業態を運営しております。

(7) 主要な営業所（平成28年２月29日現在）

① 本　　社　愛知県名古屋市港区川西通五丁目12番地

② 店　　舗

業　態	店　舗　名
総合リユースショップ 買取王国 （直営店27店舗、 ＦＣ２店舗）	愛知県　：一宮店、港店、小牧店、高辻店、藤が丘店、緑店、春日井店、植田店、高畑店、守山大森店、豊田インター店、豊橋牛川店、豊橋神ノ輪店、半田インター店、岡崎南店、岡崎大樹寺店、刈谷店、豊山店、甚目寺店、熱田一番店、ＦＣ江南店
	岐阜県　：可児店、岐阜河渡店、大垣店、岐阜長良店、ＦＣ多治見店
	大阪府　：枚方店、寝屋川店、枚方国道１号店
マイシュウサガール （直営２店舗）	愛知県　：一宮店、豊田店
服飾専門 リユースショップ キングファミリー （直営１店舗）	愛知県　：名古屋緑店
Ｒｅｃｏ （直営２店舗）	愛知県　：黒川北店、浄心店

(8) 従業員の状況（平成28年２月29日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
116名（375名）	１名増（26名増）	34歳６ヵ月	５年１ヵ月

（注）1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数（外書）は、臨時従業員の平均年間雇用人員（１日８時間換算）であります。

(9) **主要な借入先の状況**（平成28年２月29日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	282,496千円
株式会社大垣共立銀行	162,891千円
岡崎信用金庫	141,569千円

2. 株式の状況（平成28年２月29日現在）

(1) **発行可能株式総数** 5,940,000株
(2) **発行済株式の総数** 1,756,000株
(3) **株主数** 970名
(4) **大株主（上位10名）**

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
有限会社カルチャービジネス	524,000株	29.84%
有限会社Benri	138,000株	7.85%
長谷川太一	105,417株	6.00%
買取王国社員持株会	56,756株	3.23%
長谷川和夫	52,000株	2.96%
カブドットコム証券株式会社	48,400株	2.75%
日本証券金融株式会社	36,900株	2.10%
壬生順三	30,000株	1.70%
株式会社ＳＢＩ証券	28,800株	1.64%
マネックス証券株式会社	27,500株	1.56%

（注） 持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成28年２月29日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 和夫	
専務取締役	壬生 順三	営業本部長
取締役	中島 康博	管理本部長
取締役	長谷川 太一	社長室長
常勤監査役	松岡 保富	
監査役	深谷 雅俊	深谷会計事務所所長、KeePer技研株式会社取締役監査等委員、株式会社動力社外監査役
監査役	荒木 隆浩	

（注）1. 監査役深谷雅俊氏及び監査役荒木隆浩氏は、社外監査役であります。
2. 監査役深谷雅俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、社外監査役両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役分）	４名 （－名）	56,040千円 （－千円）
監査役 （うち社外監査役分）	３名 （２名）	9,660千円 （ 1,860千円）
合計 （うち社外役員分）	７名 （２名）	65,700千円 （1,860千円）

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬限度額は、次のとおりであります。
取締役：年額 120百万円（平成23年５月31日開催の定時株主総会の決議）
監査役：年額 12百万円（平成23年５月31日開催の定時株主総会の決議）

(4) 社外役員に関する事項

区　分	氏　名	出席状況及び発言状況
監　査　役	深　谷　雅　俊	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回に、監査役会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監　査　役	荒　木　隆　浩	当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に、監査役会12回のうち10回に出席し、当社とは異なる事業分野での経営企画業務及び経理財務業務の経験から適宜発言を行っております。

（注）1. 深谷雅俊氏は、深谷会計事務所の所長であります。なお、当社は、深谷会計事務所との間に特別の関係はありません。
2. 深谷雅俊氏は、KeePer技研株式会社の取締役監査等委員であります。なお、当社は、KeePer技研株式会社との間に特別の関係はありません。
3. 深谷雅俊氏は、株式会社動力の社外監査役であります。なお、当社は、株式会社動力との間に特別の関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,200千円
会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	18,500千円

（注）1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、ＰＯＳシステム再構築プロジェクトに関する助言・指導業務について対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第４項第６号ならびに会社法施行規則第100条第１項及び第３項の規定に従い、次のとおり「内部統制の基本方針」を定め、業務の有効性と効率性を確保し、関連法規を遵守しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は取締役会規程に則り、月１回定例開催し、取締役間の意思疎通を図る。また、常勤監査役・社外監査役も取締役会に参加し取締役の監視を行う。
② コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を設置し、月１回定例開催する。
③ 内部監査室を設置し、独立した専門部署として業務を行う。
④ 内部監査室は監査役、その他の部門と連携しながら職務を行い、業務の適法性・妥当性等を監査する。
⑤ 内部通報制度として、社外通報サービスを利用するなどして、情報収集に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に関する文書は、文書管理規程に基づき記録・保管・管理する。
② 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報について「インサイダー取引防止規程」等の規程類を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク一覧表を作成し、管理本部長の下、全社的取り組みとする。
② 内部監査室の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図る。
③ 顧客等の個人情報については個人情報管理規程を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 職務権限規程に取締役の職務・責任を定める。
② 取締役会は取締役会規程に則り月１回定例開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく執行決定が行われる体制を構築する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、具体的な内容は監査役会と相談し、その意見を充分考慮の上検討する。

② 監査役スタッフは当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

③ 監査役スタッフの任命・異動については監査役会の同意を要する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役（常勤監査役及び社外監査役）は取締役会に出席する。

② 会計監査人との連絡会及び内部監査室との連絡会で連絡をとり、不備の報告等を受け、その改善を行うことで業務の適正化を進める。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会と代表取締役は定期的に意見を交換する体制を整える。

② 会計監査人との連絡会及び内部監査室との連絡会で連絡をとることで、監査役の監査業務を効率的に進める。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適法性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は12回、コンプライアンス委員会は12回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元は、経営の最重要課題と認識しておりますが、事業の安定的成長とより磐石な収益基盤の構築は当社の最優先課題であり、内部留保の充実による企業体質強化にも意を用いる必要があると考えております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ありませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

なお、内部留保金の使途につきましては、ＥＣの強化、既存店のリニューアル及び人財育成を図るため、有効投資する予定であります。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成28年２月29日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,087,647**	**流動負債**	**723,997**
現金及び預金	1,027,361	買掛金	11,550
売掛金	135,907	１年内返済予定の長期借入金	411,359
商品	826,219	未払金	99,429
前払費用	71,236	未払費用	107,827
繰延税金資産	22,485	未払法人税等	16,837
その他	4,437	未払消費税等	16,392
固定資産	**1,260,586**	預り金	9,227
有形固定資産	**525,919**	賞与引当金	13,926
建物	161,498	ポイント引当金	35,306
構築物	36,035	その他	2,141
車両運搬具	0	**固定負債**	**883,099**
工具、器具及び備品	45,044	長期借入金	769,450
土地	280,342	退職給付引当金	28,600
その他	3,000	資産除去債務	84,899
無形固定資産	**227,254**	その他	150
ソフトウエア	32,704		
ソフトウェア仮勘定	194,221	**負債合計**	**1,607,097**
その他	328	純資産の部	
投資その他の資産	**507,412**	**株主資本**	**1,741,136**
投資有価証券	102,694	**資本金**	**330,319**
関係会社株式	21,000	**資本剰余金**	**260,319**
出資金	30	資本準備金	260,319
長期前払費用	12,106	**利益剰余金**	**1,150,498**
繰延税金資産	40,057	その他利益剰余金	1,150,498
差入保証金	281,603	繰越利益剰余金	1,150,498
保険積立金	49,920	**純資産合計**	**1,741,136**
資産合計	**3,348,233**	**負債及び純資産合計**	**3,348,233**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年３月１日
至　平成28年２月29日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**5,694,663**
売上原価		**2,684,626**
売上総利益		**3,010,037**
販売費及び一般管理費		**2,823,977**
営業利益		**186,059**
営業外収益		
受取利息	1,667	
受取保険金	344	
受取手数料	16,466	
その他	4,188	22,667
営業外費用		
支払利息	8,874	
その他	545	9,420
経常利益		**199,307**
特別損失		
固定資産除却損	9,532	
減損損失	53,278	62,811
税引前当期純利益		**136,495**
法人税、住民税及び事業税		67,248
法人税等調整額		△5,749
当期純利益		**74,996**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年３月１日
至　平成28年２月29日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	330,319	260,319	260,319	1,075,502	1,075,502	1,666,140	1,666,140
事業年度中の変動額							
当期純利益				74,996	74,996	74,996	74,996
事業年度中の変動額合計	－	－	－	74,996	74,996	74,996	74,996
当期末残高	330,319	260,319	260,319	1,150,498	1,150,498	1,741,136	1,741,136

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式

総平均法による原価法によっております。

② 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～20年
構築物	３～20年
工具、器具及び備品	２～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしておりますが、残高はありません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

③ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の使用に備えるため、過去の使用実績に基づき、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、従業員の当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについて、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

③ ヘッジ方針

金利スワップは借入金利息等の将来の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　496,081千円

3. 損益計算書に関する注記

減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用　　途	種　　類	場　　所
店舗設備 （１店舗）	建物等	大阪府寝屋川市
店舗設備 （１店舗）	建物等	神奈川県相模原市

(2) 減損損失の認識に至った経緯

収益性が著しく低下した店舗及び閉店予定の店舗について、資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

(3) 主な固定資産の種類ごとの減損損失の金額

建物	42,907千円
有形固定資産（その他）	5,734
投資その他の資産（その他）	4,636
計	53,278

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としてグルーピングをしております。

(5) 回収可能額の算定方法

資産グループの回収可能額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、ゼロとして評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（株）	1,756,000	－	－	1,756,000

(2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,123千円
賞与引当金	4,572千円
ポイント引当金	11,590千円
退職給付引当金	9,169千円
減損損失	15,229千円
商品評価損	668千円
資産除去債務	27,218千円
その他	3,663千円
繰延税金資産合計	74,235千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	11,692千円
繰延税金負債合計	11,692千円
繰延税金資産純額	62,543千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	35.37%
(調整)	
留保金課税	4.41%
住民税均等割等	3.38%
税額控除	△2.95%
税率変更による影響	4.32%
その他	0.52%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.06%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	54,000千円
1年超	823,064千円
合計	877,064千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行っておりません。また、資金調達の必要性が生じた場合は、銀行借入で対応する方針であります。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の経理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

投資有価証券は、主に余剰資金を運用することを目的とした金融資産であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスクの軽減に努めております。

営業債務である買掛金については、原則１ヵ月以内の支払期日であります。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金収支計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

借入金は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は、金利変動リスク及び流動性リスクに晒されております。一部の借入金については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化等を目的とした金利スワップ取引を行うことにより、リスクの軽減を図っております。なお、デリバティブ取引のヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)ヘッジ会計の方法」に記載しております。また、流動性リスクについては、月次に資金収支計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年２月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時　価 (千円)	差　額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,027,361	1,027,361	－
(2) 売掛金	135,907	135,907	－
(3) 投資有価証券	102,694	102,694	
資産計	1,265,962	1,265,962	－
(4) 買掛金	11,550	11,550	－
(5) 未払金	99,429	99,429	－
(6) 長期借入金	1,180,809	1,191,056	10,247
負債計	1,291,788	1,302,036	10,247
デリバティブ取引	－	－	－

(注１) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(4) 買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載しております。(上記(6)参照)

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	21,000
差入保証金	281,603

関係会社株式については、市場価格がなく、また、差入保証金については、返還期限の見積りが困難なため、これらは時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　991円54銭

(2) １株当たり当期純利益　42円71銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上されているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.34％～1.77％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	83,222千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,910千円
時の経過による調整額	1,090千円
資産除去債務の履行による減少額	△2,323千円
期末残高	84,899千円

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年４月15日

株式会社買取王国
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 山　川　　勝　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 奥　谷　浩　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社買取王国の平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年４月22日

株式会社買取王国　　監査役会

常勤監査役　　松　岡　保　富　㊞
社外監査役　　深　谷　雅　俊　㊞
社外監査役　　荒　木　隆　浩　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

監査を担う者に取締役会における議決権を付与することにより取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性および透明性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、その任務を怠ったことにより当会社に生じた損害を賠償する責任を取締役会決議によって減免することができる旨、また、業務執行を行わない取締役につきましては責任限定契約を締結することができる旨の規定を変更案第25条として新設するものであります。併せて、本定時株主総会終結前の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任についても同様の取扱いをするべく、附則を新設するものであります。なお、取締役の責任の減免に関する当該各規定の新設については、各監査役の同意を得ております。

(3) 会計監査人に関する章を設けるとともに、会計監査人について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

(4) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第33条（剰余金の配当等の決定機関）および第34条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、それらと内容が重複する現行定款第８条（自己の株式の取得）、第31条（剰余金の配当）および第32条（中間配当制度）を削除するものであります。

(5) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、現行規定内

容を明確にすることその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　　総　　則 第１条～第３条　（条文省略）	第１章　　総　　則 第１条～第３条　（現行どおり）
【機関の設置】 第４条　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査役 （３）　監査役会 （４）　会計監査人	【機関の設置】 第４条　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査等委員会 （３）　会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　　株　　式 第６条～第７条　（条文省略）	第２章　　株　　式 第６条～第７条　（現行どおり）
【自己の株式の取得】 第８条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	（削除）
第９条～第１０条　（条文省略）	第８条～第９条　（現行どおり）
【株式取扱規程】 第１１条　当会社の株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	【株式取扱規程】 第１０条　当会社の株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、法令又は本定款の他、取締役会の定める株式取扱規程による。
【株主名簿管理人】 第１２条　当会社は、株主名簿管理人を置く。	【株主名簿管理人】 第１１条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
（新設）	２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

現行定款	変更案
（新設）	３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第３章　株　主　総　会 第１３条～第１５条　（条文省略） 【決議要件】 第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　（条文省略） 第１７条　（条文省略） 【参考書類等のインターネット開示とみなし提供】 第１８条　当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第３章　株　主　総　会 第１２条～第１４条　（現行どおり） 【決議要件】 第１５条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　（現行どおり） 第１６条　（現行どおり） 【参考書類等のインターネット開示とみなし提供】 第１７条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第４章　取締役及び取締役会 【員数】 第１９条　当会社に取締役５名以内を置く。	第４章　取締役及び取締役会 【員数】 第１８条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、５名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、３名とする。
【選任】 第２０条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	【選任】 第１９条　取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
（新設）	３　監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
【任期】 第２１条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） ２　補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	【任期】 第２０条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
【取締役会】 第２２条　（条文省略） （新設） ２　取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 （新設） ３　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 （新設） ４　（条文省略）	【取締役会】 第２１条　（現行どおり） ２　前項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。 ３　取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ４　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合、その決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。 ５　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 ６　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 ７　（現行どおり）

現行定款	変更案
【代表取締役及び役付取締役】 第２３条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 ２　取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	【代表取締役及び役付取締役】 第２２条　取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。 ２　取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
（新設）	【取締役への重要な業務執行の決定の委任】 第２３条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（新設）	【報酬等】 第２４条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（新設）	【取締役の責任免除】 第２５条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者 を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるもの を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　　監査役及び監査役会	（削除）
【員数】 第２４条　当会社に監査役３名以内を置く。	（削除）

現行定款	変更案
【選任】 第２５条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
【任期】 第２６条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	（削除）
【常勤監査役】 第２７条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役を1名を選定する。	（削除）
【監査役会】 第２８条　監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ２　監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。	（削除）
【社外監査役の責任限定】 第２９条　当会社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	（削除）
（新設）	第５章　　監査等委員会
（新設）	【常勤監査等委員】 第２６条　監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。
（新設）	【監査等委員会】 第２７条　監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
（新設）	２　当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合、特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

現行定款	変更案
（新設）	３　監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
（新設）	４　監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
（新設）	第６章 会計監査人
（新設）	【選任】 第２８条　会計監査人は、株主総会の決議により選任する。
（新設）	【任期】 第２９条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新設）	【報酬等】 第３０条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
（新設）	【会計監査人との責任限定契約】 第３１条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第６章　計　　算 【事業年度】 第３０条　（条文省略） 【剰余金の配当】 第３１条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。	第７章　計　　算 【事業年度】 第３２条　（現行どおり） （削除）

現行定款	変更案
【中間配当制度】 第３２条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年８月３１日を基準日として中間配当をすることができる。	（削除）
（新設）	【剰余金の配当等の決定機関】 第３３条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（新設）	【剰余金の配当の基準日】 第３４条　当会社の期末配当の基準日は、毎年２月末日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年８月31日とする。 ３　前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第３３条　　（条文省略）	第３５条　　（現行どおり）
（新設）	附　則
（新設）	第1条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第17期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新設）	第2条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第17期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役４名全員は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	長谷川　和夫 (昭和26年12月17日生)	昭和49年４月　東芝EMI株式会社（現株式会社EMIミュージック・ジャパン）入社 平成15年１月　当社代表取締役社長 平成16年５月　当社代表取締役会長 平成20年５月　当社代表取締役社長（現任） 平成25年３月　当社営業本部長	52,000株
2	中島　康博 (昭和40年10月20日生)	昭和62年５月　本田裕視税理士事務所入所 平成２年２月　高井直樹税理士事務所入所 平成９年４月　美濃屋株式会社入社 平成14年10月　株式会社ニコル常務取締役 平成15年10月　株式会社大昇産業財務部長 平成17年12月　大丸開発株式会社入社 平成24年４月　当社経理財務部長 平成26年５月　当社取締役管理本部長（現任）	－株
3	壬生　順三 (昭和34年10月20日生)	昭和57年４月　ぶんらく書店入社 平成11年10月　株式会社マルス（現当社）代表取締役 平成15年１月　当社取締役 平成18年３月　当社専務取締役管理本部長 平成26年５月　当社専務取締役営業本部長（現任）	30,000株
4	長谷川　太一 (昭和60年11月28日生)	平成21年４月　株式会社ボクデン入社 平成24年４月　当社入社 平成26年５月　当社取締役社長室長（現任）	105,417株

（注）　各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	松岡　保富 （昭和27年１月7日生）	昭和47年４月　共和商事入社 昭和54年３月　同社退社、レコード小売店（レコードショップ335）設立 昭和62年２月　同レコード小売店廃業 昭和62年３月　共和商事株式会社入社 平成11年10月　株式会社マルス（現当社）監査役就任（現任）	20,000株
2	深谷　雅俊 （昭和49年８月19日生）	平成10年10月　監査法人伊東会計事務所入所 平成14年４月　公認会計士登録 平成19年８月　あずさ監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入所 平成20年８月　深谷会計事務所開設 平成21年１月　当社監査役就任（現任） 平成26年５月　株式会社スズキ太陽技術（現　株式会社動力）社外監査役就任（現任） 平成27年９月　KeePer技研株式会社取締役監査等委員就任（現任） （重要な兼職の状況） 深谷会計事務所　所長 株式会社動力　社外監査役 KeePer技研株式会社　取締役監査等委員	－株
3	西川　幸孝 （昭和31年５月19日生）	昭和57年４月　豊橋商工会議所入職 平成４年４月　中小企業診断士登録 平成17年３月　株式会社ビジネスリンク設立代表取締役就任（現任） 平成18年12月　社会保険労務士登録 平成21年４月　中京大学大学院ビジネス・イノベーション研究科　客員教授就任（現任） 平成21年８月　本多プラス株式会社　取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ビジネスリンク　代表取締役 中京大学大学院ビジネス・イノベーション研究科 客員教授 本多プラス株式会社　取締役	－株

（注）1. 当社は、西川幸孝氏が代表取締役を務める株式会社ビジネスリンクとの間で、平成27年１月７日から平成27年12月31日までの期間、コンサルティング契約を締結しておりました。また、同社との間で人事労務顧問契約を締結しております。その他の候補者との間には特別の利害関係はありません。
2. 深谷雅俊氏、西川幸孝氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 深谷雅俊氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の公認会計士としての企業会計に関する経験と見識を活かし、経営全般への監視や、監査体制の強化を期待するためであります。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を遂行できると判断いたしました。
4. 深谷雅俊氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって７年５ヶ月となります。
5. 西川幸孝氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、自ら代表取締役として株式会社ビジネスリンクの経営に関与しておられ、また同氏の中小企業診断士、社会保険労務士及びコンサルタントとしての企業経営や人事労務に関する経験と見識を活かし、経営全般への監視や、監査体制の強化を期待するためであります。
6. 当社は、松岡保富氏、深谷雅俊氏、西川幸孝氏が本総会で選任された場合、各氏３名との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、その責任を法令に定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年５月31日開催の第12期定時株主総会において年額120百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額120百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は４名ですが、第１号議案および第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第５号議案　　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第１号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会　４階　402号室
電話　052-231-7851㈹

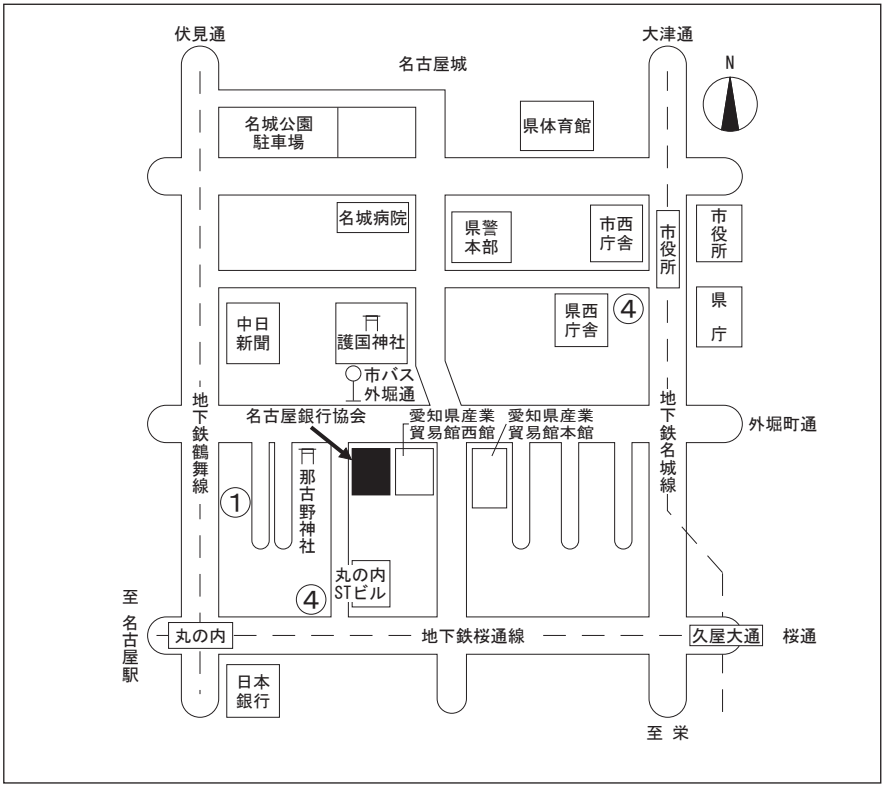

交通機関　地下鉄―桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩６分
鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩６分
名城線「市役所駅」④番出口より徒歩８分
市バス―名古屋バスターミナルより「外堀通」下車すぐ

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。